

① 期間徒過後の救済

所定の期間内に手続をすることができなかったことについて「正当な理由」があるときは、その理由がなくなった日から2ヶ月以内で期間の経過後1年（商標は6ヶ月）以内であれば、所定の期間経過後の手続が許容される場合があります。

翻訳文の提出	願書に外国語の明細書等を添付した外国語書面出願は、出願から1年4ヶ月以内に翻訳文を提出しないと、出願は取り下げたものとみなされます。 また、外国語でされた国際特許出願（外国語特許出願）は、国内書面提出期間（優先日から2年6ヶ月）+特例期間以内に翻訳文を提出しないと、出願は取り下げたものとみなされます。
優先権の主張	特許出願から1年以内に国内優先権を主張して新たに特許出願した場合、先の出願日を基準に特許性が判断されます。 また、外国出願を基礎として1年以内にパリ条約の優先権を主張して国内出願した場合、外国出願日を基準に特許性が判断されます。
出願審査の請求	特許出願から3年以内に審査請求しないと、出願は取り下げたものとみなされます。
特許料及び割増特許料の追納	第4年分以降の特許料（維持年金）の納付期限を過ぎた場合は、6ヶ月以内なら倍額納付することで権利を維持できますが、さらにそれを過ぎると権利は納付期限において消滅することになります。
商標権の更新登録の申請	10年後の更新期限（6ヶ月前から更新手続可能）を過ぎた場合、6ヶ月以内なら倍額納付することで更新できますが、さらにそれを過ぎると権利は更新期限において消滅することになります。

(1) 正当な理由

期間管理システムへのデータ誤入力を回避するための確認をしていたにもかかわらず回避できない特殊な事情があった場合、突然の病気等により手続ができなくなり他に代替者を手配することも困難であった場合、天災地変（例えば、東日本大震災やコロナウイルス）の影響により所定の期間内に手続をすることができなかった場合など。

(2) 必要な手続

期間内にできなかった手続を、理由がなくなった日から2ヶ月（救済手続期間）以内にします。維持年金の場合は、回復が認められるまで納付し続けることとなりますが、認められなかった場合は、返還請求することとなります。

(3) 提出する書面

回復理由書を特許庁に提出します。

こちら特許部

ニッポウ
NIPPO 日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 029-228-5622

 info@nippo-patent.jp